



中核機関等における制度の周知等の取組

令和元年 12月26日

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

老健局総務課認知症施策推進室

成年後見制度の周知の取組推進

地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげるため、中核機関等における任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の周知の取組を推進。

（K P I の設定）

- ・制度の周知に係る K P I を設定し（本年 5 月）、自治体に取り組推進について通知（本年 7 月）

（KPI(2021年度末)）

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数
全1741市区町村（令和元年7月時点 550市区町村）

（参考値）

- ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）

（中核機関の役割・機能についての周知）

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成 3 0 年 4 月）や、市町村セミナーや自治体等が主催するセミナーを通じて、中核機関の役割や機能について周知

（市町村・中核機関等を担う人材の研修）

- ・市町村や中核機関職員等に対する国の研修において、中核機関における広報や相談等の役割や、任意後見制度について理解を深めるための講義・演習を実施（令和元年度）

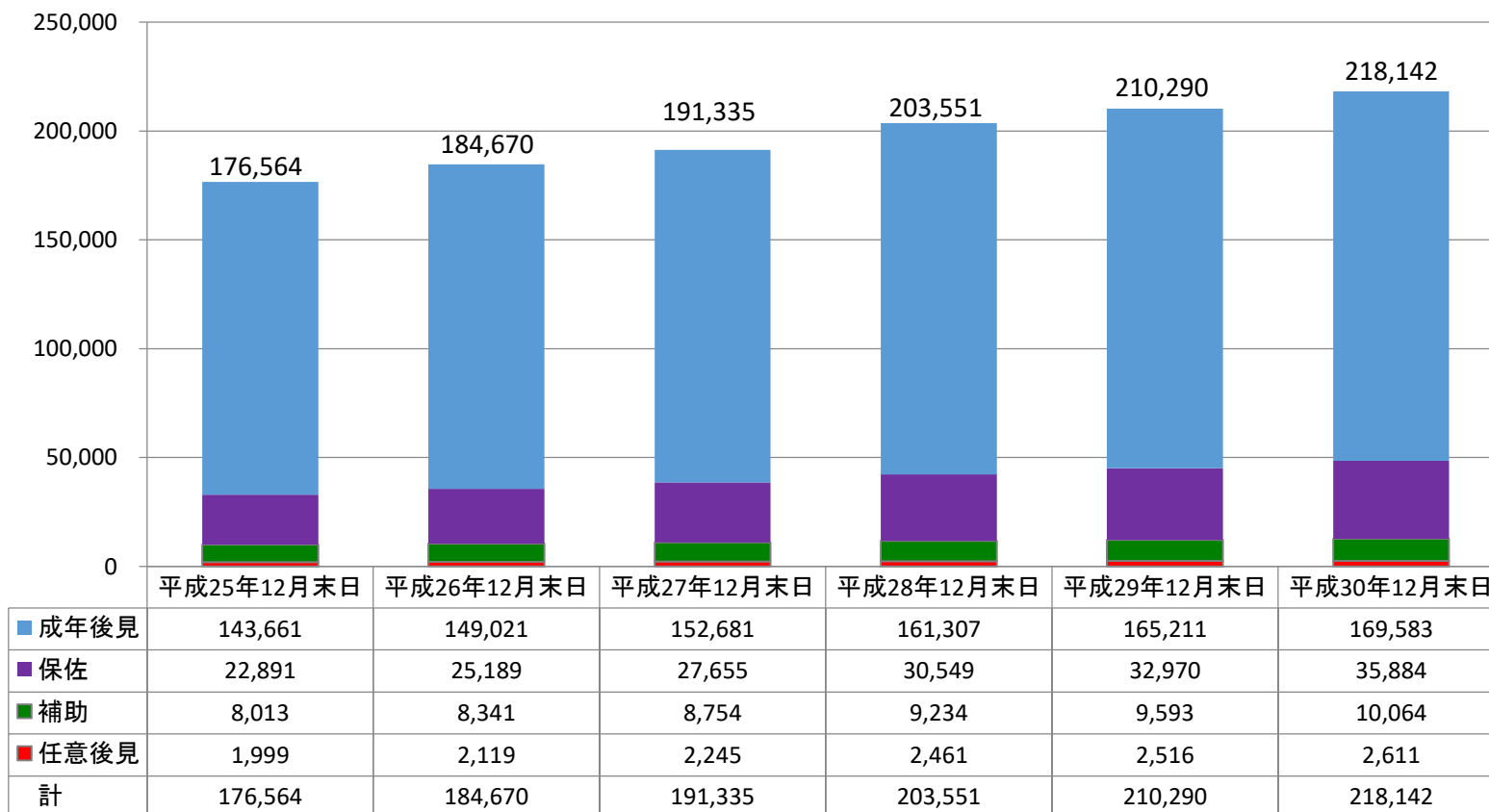
（予算関係）

- ・市町村計画策定費及び中核機関運営費に係る普通交付税措置（平成 3 0 年度～）
- ・成年後見制度普及啓発事業等（障害者・高齢者）による補助事業を活用した取組推進
- ・令和 2 年度予算案において、新規事業として「任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化」を計上

成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



(参考)成年後見制度利用促進基本計画

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

④ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等

- 新・ 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

(1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金1,972億円の内数(令和2年度予算案)

【負担割合】 国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100

3. 市町村の取組状況： 1,650市町村(全市町村の94.8%)(平成30年10月1日現在)

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

5. 令和2年度予算案 地域生活支援事業費等補助金505億円の内数

（令和元年度：495億円、平成30年度：493億円）

6. 事業実施状況

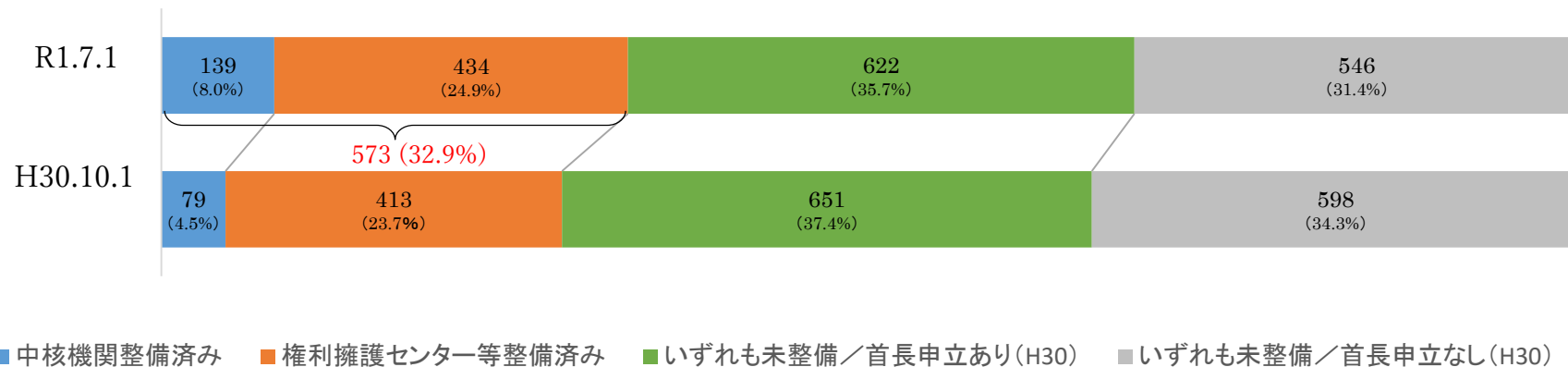
平成30年4月1日現在 309市町村（平成29年：257市町村、平成28年：218市町村）

広報機能に関する取組状況

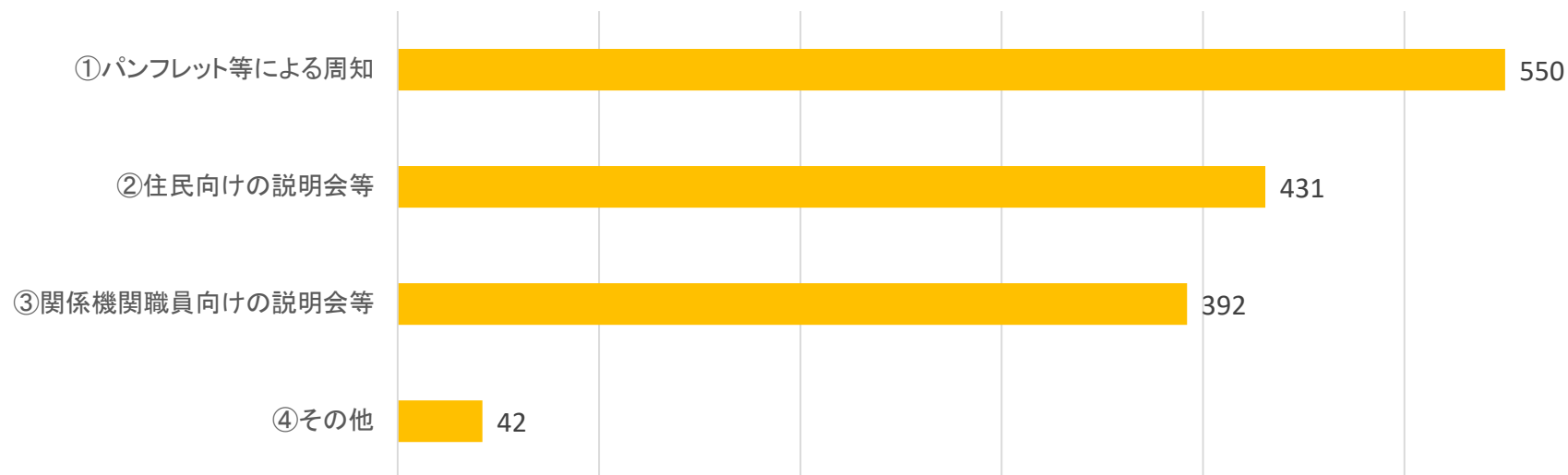
※中核機関及び市町村計画策定等の取組状況調査結果（令和元年7月1日時点）

中核機関・権利擁護センター等の整備状況等

n=1,741



中核機関・権利擁護センター等において実施している広報活動



※中核機関・権利擁護センター等を整備済みの573自治体に調査（複数回答）

事例1 尾張東部権利擁護支援センター(NPO法人尾張東部権利擁護センター) (様々な主体に向けて定期的に広報・啓発活動を実施し、相談につなげている取組例)

センターの自主企画

住民向け

◆制度及びセンターの周知・啓発

成年後見セミナー（年1回・100名超規模）

◆制度について学ぶ

住民のための成年後見サポーター養成講座
（年1回・2日間の研修・数十名規模）

成年後見制度の基礎 / 後見人の役割 / 後見業務の実際(グループワーク)/
障害のある方の権利擁護支援 / 認知症の理解 等

行政・専門職向け

◆制度についての知識を深め合う勉強会（行政や福祉関係者）

行政・福祉関係者のための成年後見勉強会（年1回・100名程度）

尾張東部権利擁護支援センター事業報告 / 成年後見制度の活用事例の紹介

◆権利擁護について学ぶ（医療・法律・福祉関係者等）

専門職権利擁護研修会（医師会との共催・年2回・100名～程度）

医師による権利擁護に関する講演 / 家裁書記官による講義 /
他職種で一つのテーマを探るグループワーク 等

外部からの依頼

住民向け

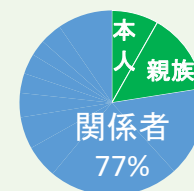
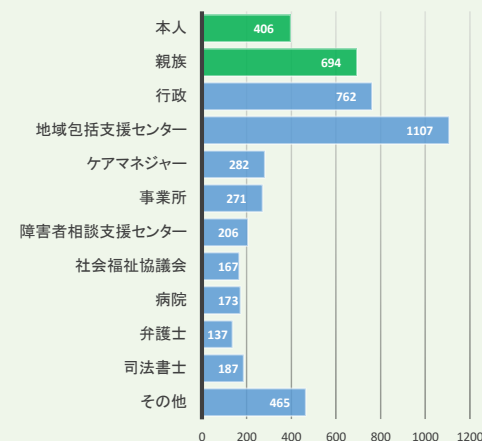
民生委員、自治会、老人会、行政OB会、ボランティア団体、
障害者親の会、年金者の会、認知症カフェ、地域づくりの会等

行政・専門職向け

ケアマネジャー連絡会、自立支援協議会、地域包括支援センター社会福祉士部会、障害者相談支援センター、MSW協会、圏域内の大学、医師会、介護保険事業者連絡会など多数

相談実績数
(H30.4～H31.3)

4,115 件



広報手段

リーフレット、ポスター、チラシ、メーリングリスト、電子連絡帳、回覧板、広報誌、
会報誌、新聞(地方紙)、福祉新聞、ローカルラジオ、ケーブルテレビ

事例2 権利擁護センターあじがさわ(鯉ヶ沢町社会福祉協議会) (金融機関を含む多様な主体に向けた広報活動の取組例)

平成31年4月、青森県鯉ヶ沢町・深浦町(2町計人口約18,000人)は共同で中核機関を整備(鯉ヶ沢町社協に委託)。中核機関の整備に合わせて、地域住民及び関係機関への広報活動を開始。

※吹き出しはアンケートに寄せられた参加者の感想

住
民
向
け

◆制度及びセンターの周知・啓発

見守り研修会 (6回、計92人)

見守り、支えあい / 包括的な相談体制 / 権利擁護センターの取組 / 地域連携ネットワーク等



「制度の内容を知り、見守り活動に権利擁護支援を取り入れていく必要を感じました。」

福
祉
関
係
者
向
け

◆制度及びセンターの周知・啓発 (民生委員・児童委員)

民生委員児童委員協議会での説明 (2回、計73人)

成年後見制度の基礎 / 制度利用促進の体制整備 / 包括的支援体制 等



「裁判所等で手続きがあり、関わりにくいと感じていました。
これからは相談窓口を活用したいです。」

◆権利擁護支援について学ぶ (ケアマネジャー)

ケアマネジャー連絡会での説明 (1回、計13人)

地域連携ネットワーク / 成年後見制度と日常生活自立支援事業 / 権利擁護支援(演習) 等



「演習を通じ、法律的な支援が必要な場合、成年後見人等の役割が重要なことに気がきました。」

金
融
機
関
向
け

◆制度及びセンターの周知・啓発

権利擁護支援研修会 (2回、計16人)

成年後見制度の基礎 / 中核機関の役割 / 地域連携ネットワーク / 権利擁護が必要な事例 等



「今まで気になっていた顧客の対応(暗証番号入力ミス等)について、権利擁護センターへ相談できるので安心です。」

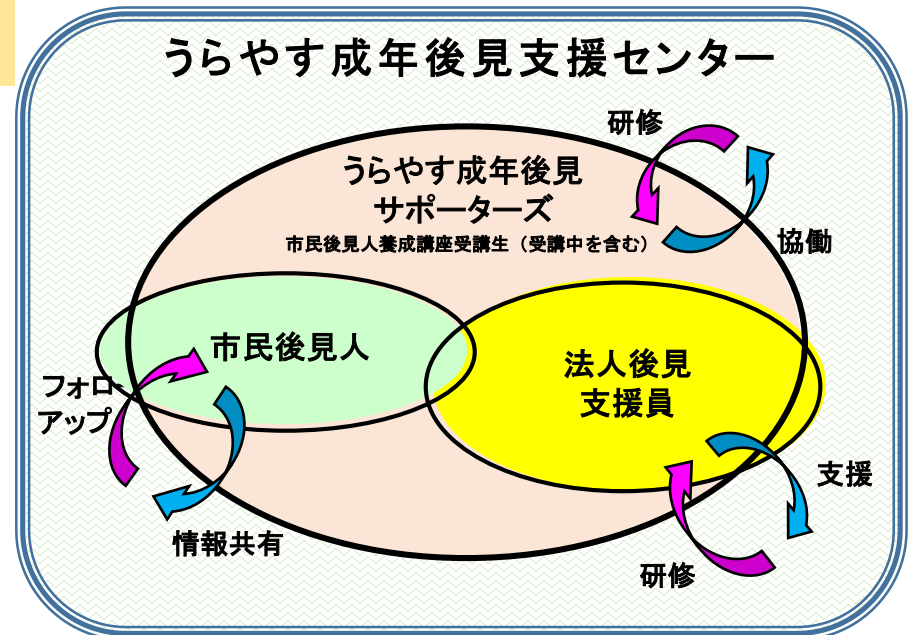
事例3 うらやす成年後見支援センター(浦安市社会福祉協議会) (市民後見養成講座受講生による地域住民や関係機関への周知活動の取組例)

市民後見人養成講座受講生（受講中を含む）が
成年後見サポーターズを組織、周知活動を実施

概要

- 開始時期 平成30年度
- 活動人数 19名（令和元年10月時点）
- 活動内容
 - ・ 成年後見紙芝居の出前講座（月1、2回程度）
→ 地域でのサロン、知的障がい者の親の会会合、
民生委員会議等
 - ・ 地域包括支援センター職員、障がい者福祉施設職員、
ケアマネージャー等の支援者向け研修への派遣
 - ・ 月1回定例会開催（必要な知識の確保等のための勉強会）

うらやす成年後見支援センターの取組みと活動イメージ



効果

- 時間的な制約等により市民後見人になることが難しい方も、「サポーターズ」としての活動に参加
- センター発信だけでなく、市民発信のPR活動であり、広報効果がアップ
- 活動者の口コミにより、センターへの相談者や講座受講生が増加



↑ 成年後見紙芝居の様子



↑ 質疑応答の様子

事例4 新宿区成年後見センター(新宿区社会福祉協議会) (社会福祉協議会が任意後見人となる事業の取組例)

■ 任意後見事業(平成30年4月～開始)

新宿区社協が法人として任意後見契約を締結。契約締結後、社協職員が定期的に見守り訪問を実施。判断能力が低下した場合には、家裁に任意後見監督人選任の申立を行い、任意後見契約に基づき支援。

■ 事業の内容

見守り訪問
(必須)

担当者が自宅を訪問(月1回)、健康状態や困りごとの確認(判断能力が低下した場合、任意後見監督人の選任申立てを検討)。利用料: ¥1,000/時間

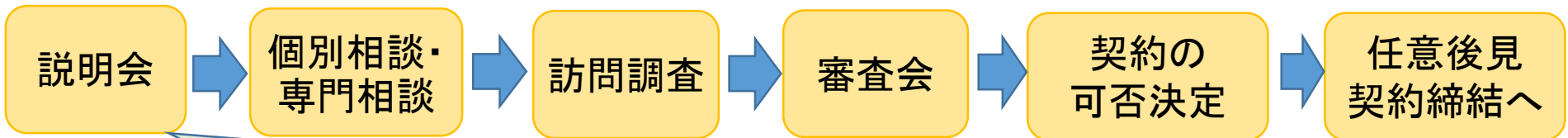
日常的金銭支払支援等
(任意)

判断能力は低下していないが、身体的に銀行に行ったり、支払を行ったりするのが困難な場合や、入院・入所中の支援が必要な場合。利用料: ¥1,000/時間

任意後見契約の締結
(必須)

判断能力が低下して支援が必要になれば、家裁に任意後見監督人選任を申立。監督人の選任後、新宿区社協が任意後見人としてあらかじめ締結した契約に基づき、本人の福祉サービス等の契約手続や財産管理を行う。
任意後見業務報酬: 契約書で定めた金額(管理財産額に応じて¥10,000~/月)
※別途、任意後見監督人の報酬あり

■ 事業利用までの流れ



「任意後見事業説明会」

⇒ 住民に向けて事業内容や利用方法等を丁寧に分かりやすく説明。年数回開催、1回当たり数十名が参加。